**芝税務署・東京税理士会による出張申告相****談（①・②・③対応）**

※ 開催時間は、午前９時から 午後４時まで（２５日を除く。正午～午後１時３０分は、お昼休みになります）

　 ※ 新型コロナ感染症予防のため、入り口での手指消毒、マスクの着用、検温しての来場等ご協力をお願いします。

なお、会場では換気および対面となる際はパーテーションの使用など感染防止対策を致します。

**◇**税務署員や税理士が対応するこの芝税務署主催の相談会は、村内で直接“税務署や専門家”と対面で相談できる唯一の機会です。（混雑時にはお待ちいただくこともありますが、例年、相談者ゼロの時間帯もあります。申告に必要なものがそろっていれば、相談から申告書の作成・提出までその場で完了します。お早目に準備を行い、この機会をご利用ください）。

**◇**ご来場の際には、源泉徴収票（給与や年金収入のある方）や、収入などについて内容のわかる書類（**※**）、国民年金支払証明書、健康保険や介護保険料の支払金額・日付の確認できる書類（領収書など）、生命保険や地震保険料などの控除証明書、そのほか所得控除に必要な書類、印鑑など。また、マイナンバーと本人確認書類の写しの添付も必要です。相談会などで電子申告したことがある方などで、ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）を取得済みの方はご用意ください。　**※** 事業者の場合、帳簿や過去の申告書の控え、消費税課税事業者の場合は「課税事業者届出書」や「簡易課税制度選択届出書」の控えなどをお持ちください。

**【問合せ先】　●**芝税務署　℡.03-3455-0551（自動音声でご案内しております）　　　●財政課税務係　℡.2-3112

**～ 村の窓口での国税の申告関係の用紙の配布**（村役場から、国税の用紙類の個別郵送はしていません）**について ～**

**村役場の窓口でも配布しています**。村の窓口で取得される際は、特に事業をされている方などでは、どの用紙を請求すべきか（自分がどんな申告が必要か）不明の場合、事前に電話で税務署にご確認ください。税務署から「確定申告のお知らせ」が送付されている方はご持参ください。なお、用紙類は「**確定申告特集ページ**」からもダウンロードできます。

**～ ①の確定申告が必要な方 （詳細については、前述の「確定申告特集ページ」などをご確認ください） ～**

(1)事業を営んでいる方や不動産収入のある方　(2)給与所得者で、◇年末調整されていない方　◇源泉徴収されていない方　◇給与所得・退職所得以外で２０万円を超える所得がある方 など　(3)公的年金などの所得金額から所得控除を差し引いても残額のある方。ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、他の所得金額の合計が20万円以下の場合申告の必要はありません（**→ 住民税の申告が必要です**）　(4)不動産や株などを売却された方や、保険などの満期金を受け取った方　また、次の場合、確定申告により税金が還付される場合があります　◇令和２年中にマイホームを住宅ローンで取得した方　◇高額の医療費などを自己負担した方　◇国や地方公共団体、特定公益法人などに寄付金を支払った方　◇所得税の減免や雑損控除を受ける方 など

**所得税および復興特別所得税など（国税）の「確定申告」と「村・都民税申告」**

個人の所得（収入）に関する税申告には、国税の「所得税および復興特別所得税」確定申告と、地方税の住民税（村・都民税）の申告があります。確定申告は、１年間に得た収入（所得）などから自ら税額を計算し、申告書を税務署に提出（申告）・納税したり、給与などから源泉徴収された税額の過不足を精算したりする手続きです（「住民税申告」については次号（３月号）や村のHPをご覧ください）。

**【申告・期間】（１）**令和２年分の①「所得税および復興特別所得税」の確定申告：２月１６日(火)から４月１５日(木)　なお、還付

　　　　　　　　となる申告については、申告期間前から行えます。②「贈与税」の申告も、４月１５日(木)まで。　③「個人事業者に

　　　　　　　　　　　　係る消費税および地方消費税」の確定申告は、４月１５日（木）まで。

　　　　　　**（２）**令和３年度（令和２年分）の「住民税申告」：３月１６日(月)まで。

**【提出場所】（１）**国税の申告書は、小笠原村を管轄する **芝税務署**（郵送などによる提出も可能）

　　　　　　　　なお、村役場の窓口では「仮の受付」を行い、お預かりした関係書類を、まとめて税務署に郵送しています。

**（２）**住民税申告書：村役場財政課税務係・母島支所庶務係 （令和２年１月１日現在で小笠原村に住所のある方）

**【納付期限】**①②③すべて４月１５日（木）まで（村役場の窓口では納められません）。　　※新規で口座からの振替納税を

利用される場合、それぞれの納期限までに「振替依頼書」を提出してください（村役場でもお預かりし、税務署に郵送します）。

**～ 国税（①・②・③）の申告書の作成にあたって ～**

**◇**申告書は納税者自らが税法に従い計算して作成し（税理士に依頼する場合を除く）、申告・納付していただくことになっています。｢確定申告の手引き｣などを参考にして作成してください。なお、**①・③**の相談や書き方などで、帳簿の記帳に関することや事業決算書の作成、不動産や株式の譲渡、また**②**やその他の国税についての疑問・相談がある場合には、税務署へのお問い合わせや、税理士のご利用、また、以下の「**出張申告相談**」をご活用ください。

**◇**[国税庁のホームページ](http://www.nta.go.jp/)内の「**確定申告特集ページ**」の「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面に従って必要な項目・数字などを入力することで自動計算され、入力が終われば（データ保存して、作業途中で中断・再開も可能）、その申告書や決算書などを印刷してそのまま提出できます（所得税の決算書データを利用することで、消費税（一般課税）の申告書を作成することもできます）。

　また、「**確定申告特集ページ**」では、手書き用の申告書や届出書などほとんどの用紙、手引き、記載例などダウンロード（取得）でき、税制の改正点や申告に関するＱ＆Ａなども確認できます。なお、インターネットを利用して、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステム「**e-Tax**」も特集ページからご利用いただけます（スマートフォンでもご利用可能です）。

◇令和２年分の所得税確定申告から、65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わりました。従来の要件（複式簿記、損益計算書と貸借対照表の添付及び期限内申告）に加えて、**e-Taxで申告**をするか、**電子帳簿保存**を行う必要があります。確定申告書等作成コーナーをご利用いただき、期限内に申告書と青色申告決算書のデータをe-Taxで申告することで、65万円の青色申告特別控除の追加された要件（e-Taxで申告）を満たすことができます。

【父島】日程 ２月２５日（木） ・２６日（金）◆**２５日は午後１時半から**◆ 【母島】 日程 ３月４日（木）・５日（金）

　　　　　　 ３月１日（月）・２日（火）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　場所 母島支所 ２階会議室

　　　　場所 地域福祉センター 多目的ホール